

令和4年第1回（1月）佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

令和4年1月21日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和4年1月21日（金）午前10時00分開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号

第4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第1号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	新発田靖君	総合政策監	日坂仁君
総務課長 （兼選挙 管理委員会 事務局長）	中川宏君	防災管財長 防課	伊藤修君
企画課長	猪股雄司君	財政課長	平山栄祐君

社会福祉課 建設課長 消防長	知本政則君 清水正人君 羽二生正博君	子ども若者長 教育総務長	市橋法子君 坂田和三君
----------------------	--------------------------	-----------------	----------------

事務局職員出席者

事務局次長	山本雅明君	事務局次長	梅本五輪生君
議事調査係	数馬慎司君	議事調査係	余湖巳和寿君

午前１０時００分 開会・開議

- 議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、令和４年第１回（１月）佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 孝君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
- 今臨時会の会議録署名議員は、14番、駒形信雄君及び16番、金田淳一君を指名いたします。

日程第２ 会期の決定

- 議長（佐藤 孝君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。
- 今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

- 議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る１月18日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議しましたので、報告します。

会期につきましては、本日１日とします。

会期日程は、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。この後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、常任委員会の審査となります。常任委員会の審査が終了次第、委員会審査報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、議会運営委員会を開催し、その後、本会議を再開します。なお、再開時間は、進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。本会議再開後は、常任委員長の報告、採決等を行います。

報告は以上であります。

- 議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日１日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日１日と決定いたしました。

日程第３ 議案第１号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第３、議案第１号についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、議案第1号について上程をさせていただきます。

令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ13億8,209万4,000円を追加するものでございます。

補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、生活支援及び地域経済の活性化に要する経費を計上するとともに、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付に要する経費を新たに計上するほか、子育て世帯への臨時特別給付金の給付に要する経費や公共事業の平準化等に関わる普通建設事業費の増額計上及び債務負担行為を設定するものでございます。また、歳入では、国庫支出金、財政調整基金繰入金などを増額計上するものです。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） これより議案第1号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入、歳出別とし、歳出については款ごとに分けて行います。

それでは、議案第1号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第1号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第1号についての歳出に関する質疑に入ります。

2款総務費及び3款民生費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） ページでいうと13ページ、防災対策費の新型コロナウイルス感染者生活支援事業について質疑をしたいと思います。以前も一般質問とかでも取り上げられていたかと思いますが、療養される方への食料支援ということで、課題となっていたところは、誰が療養しているかという、そういう情報が県のほうから、保健所のほうから佐渡市は来ませんというような話がこの間あったかと思いますが、この事業を実施するに当たって、県、保健所との連携を取りながら進めていくものなのか、それとも自己申告制によって自宅療養される方に対して佐渡市が支援していくということなのか、その手続の流れについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤防災管財課長。

○防災管財課長（伊藤 修君） 御説明いたします。

今回の支援事業に関しましては、保健所のほうで自宅療養になられた方にこちらの支援する事業のパンフレット等を配付していただき、そして対象者の方から申請があった場合にこちらから支援をするという流れになっております。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） あと佐渡市のほうの担当としては、防災管財課の職員が担当されるのかというところを確認したいところと、あとは個人情報の保護の部分、こういった形で個人情報の保護を徹底してやっていくおつもりなのかお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤防災管財課長。

○防災管財課長（伊藤 修君） 御説明いたします。

配送に関しましては、防災の担当及び支所、行政サービスセンターの職員を利用し、職員のほうで行い、プライバシー等に関しましては配慮いたします。情報の管理に関しましては、防災管財課のほうで一元に管理をいたしますが、この事業以外には使用せず、ちょっと期間はまだ定めておりませんが、廃棄をするという形で考えております。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 15ページの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業について伺います。

議員全員協議会で示された資料に基づいて質疑させていただきます。まず、ここの最初のところにプッシュ型で給付するというふうな形の説明があります。給付時期のところに2月上旬に対象世帯に確認書等を送付とありますが、確認書というのはどういうふうな形のものなのか、それから、それは確認書ということとこちらから一方的にお送りするだけで、対象者が返事を書く必要があるものなのかどうかというところをまず説明していただきたいと思います。

それから、もう一つは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯にも同様に給付するということなのだと思いますが、その算定のようなことはどういうふうな基準によって行われるのか説明してください。

○議長（佐藤 孝君） 知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） 御説明いたします。

まず、確認書につきましては、対象世帯に対して該当要件の御案内と、あと支払い口座等の確認をさせていただくものとなります。そちらのほう2月上旬をめどに送付したいと考えております。

家計急変の関係ですが、こちらは住民税課税世帯のうち新型コロナの影響で収入が減少して住民税非課税相当となった世帯になります。課税されているそれぞれの世帯の収入を見ることにはなりますが、令和3年1月以降の任意の一月の収入に12を掛けて年間収入で見込みます。それで該当しなければ、また所得で見るということになりまして、その収入見込みに対して今年間の経費等を見込みまして、それで住民税非課税世帯相当になるかということで判定させていただくものになります。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 今の説明ですと、最初のことですが、確認書に振込の口座の確認をするということですが、その確認が要するにできない場合は、受給される方が全く対応しないと、合っていない場合のようなことがありますね。そちらが確認した口座ではなかったような場合もあるかと思いますが、その場合はどういうふうな対応するのか。

それから、2番目ですが、プッシュ型ということで、申請型ではありませんから、皆さんがこうでしょうという形でお知らせするのですよね。でも、漏れがある場合はどうなのか。その人は受給する資格があるのだけれども、こちらが把握していなかったら、それは市役所に対応してもらえないわけですよね。それはどういうふうに想定されているのか説明してください。

○議長（佐藤 孝君） 知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） 御説明いたします。

まず、口座の確認につきましては、今予定しているのは、特別定額給付金の口座情報などの利用も予定しております。その口座でよければそのまま利用していただいて、もし別の口座が必要ということになれば、その口座を記載していただいて、通帳の写し等をつけていただくという形になります。

それで、対象者の確認、抽出につきましては、どうしても住民税の課税情報と、あと転出入の状況、基準日が12月10日になることもありまして、システムのほう導入させていただいて、何とか漏れのないように確認を進めるということで予定しております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○社会福祉課長（知本政則君） 御説明いたします。

プッシュ型につきましては、あらかじめ対象者を自治体のほうで抽出して、それで迅速に至急行うということになりますけれども、確認書のほうは御案内を出して、世帯に確認いたしまして、返信用封筒で返信をいただくという形で行う予定でございます。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 返信をしていただくということになりますと、住民税非課税世帯については8,000世帯、8,000件というふうな想定をされております。高齢者のみ世帯の方、あるいは高齢者単身世帯も多いと思いますが、その辺りの世帯の方がうまく対応できない、返信がなかったような場合の対応については、この間の給付金の例によるのかもしれませんが、市役所はどういうふうな対応されるのか。なるべく漏れのないようにきちんと給付をいただきたいという思いで申し上げていますが、それを説明していただきたいですし、それから家計急変は、要するに基準日が今設定の話がありましたけれども、それが確実に把握できるのか、ちょっとできかねると私は思っています。その対応をしないと漏れが出てくるのではないかと非常に心配していますが、もう一度答弁をいただきたいです。

○議長（佐藤 孝君） 知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） 御説明いたします。

住民税非課税世帯の高齢者の方等については、特別定額給付金のときと同じように、施設等であれば施設の御協力、あとケアマネジャーとか、民生委員とかの御協力をいただきたいと、お願いしたいと考えておりますし、また再勧奨もしていきたいということで考えております。

家計急変につきましては、12月10日の基準日もございますが、実際のところ申請時点でまず相談をしていただいて申請していただくということになります。ただ、家計急変の場合については、12月10日時点の世帯の状況を見て、その後ちょっと世帯分離とかした場合は対象にならない場合があるということがございます。システムのほうで確認作業も含めてやって、漏れのないようにしていきたいということで考えております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） それでは、お尋ねをいたします。

1つは、ページ数は同じところですが、コロナ感染者の支援事業、7日分の消耗品の関係、オミクロン株で今佐渡も一旦広がり始めれば、あっという間に広がるということもあるのだけれども、自宅療養者とか、待機者に食料支援みたいなことをやるということなのだろうと思うのだけれども、これ、そもそも県がやらなければならない仕事ではないのか。佐渡市がやるなという意味ではないよ。そもそも県がや

らなければならない仕事ではないのかということを知りたい。にもかかわらずやるのだけれども、一体どうということなのかということがまず1つ。

2点目、今あった住民税非課税世帯に対する臨時給付金の関係です。まん延防止等重点措置にも入って飲食店なんかも大変なわけなのだけれども、協力金もらっていても、これもらえるわけだ。今話があったように、昨年の申告では均等割課税の者であっても家計急変世帯についてはもらえるということなのだから、その辺をやっぱりどうするのかと。他市ではもうやっていますよね。きちんと扶養人数によって幾らになるかという表も出して、ホームページに表も出してコールセンターまでやって、なるべく漏れがないようにということで頑張っているわけで、具体的にはその辺をどうするのかと。家計急変世帯については3,000世帯ということなのだけれども、さっきもあったけれども、それがきちんと本当にやれるのかどうなのか。一般的に非課税世帯と言われると諦めるのですよ、普通。だけれども、私たまたま農家、農家だってある意味コロナの影響を受けている。さっきあったように好きな月のやつを12掛ければいいのです、これ。好きな月のやつを。だから、飲食店の方は例えばこれからまん延防止等重点措置に入って協力金もいただくけど、好きな月のやつを12掛けて非課税に相当するものということは、相当という部分を例えばどのぐらいの範疇とするのか。非課税世帯については、条例で免除されている世帯もいるわけだから、その辺どうなっていますかということをお聞きします。

それと、もう一点、その下の子育て世帯への臨時特別給付金の関係です。今日一斉にニュースやっていましたよね。昨日辺りからやっているのだけれども、DVとか受けた人とか、9月1日以降に離婚した場合、非同居の場合、あるいはDV関係みたいなので受け取れないというのがあるわけなのだけれども、もう既にこれは大分配しているわけなのだけれども、そういう世帯は一体どのぐらいあるのか。国は、これを今言った非課税世帯に対する臨時特別給付金、これで賄いなさいというのが公式答弁だから、国から具体的な指示はまだ来ていないのは分かるのだけれども、今日の朝のニュースあたりでも一斉にやっている。今日の新聞にも一斉に出ている。ということでいうと、何世帯ぐらいあったのか。この後の補正にまたなっていくのだというふうに思うのだけれども、どうなっていますかという、この3点です。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず、1つ目のコロナの感染者への支援、県がやることというお話でございますが、県のほうが予算を持って取り組んでおります。先般の本部会議において、県の予算の中でも濃厚接触者を含めたスピード感が非常に速いと。他市も含めて複数の市で県と併せて支援策を持っているということでございます。そういう中で、県から正式に市町村のほうも支援する仕組みをつくってほしいという要望もございました。その点が1点。

そして、もう一つ、オミクロン株にあっては、非常にスピードが速くて、県がやるだけでは私は感染者のほうに間に合わない可能性があるというところを踏まえた中で、県と市で連携をしてやるという形を考えさせていただいて、今回予算を盛らせていただいたというところでございます。

あと家計急変世帯は、本当に御指摘のとおり難しい問題は多々あると思います。私自身も記者会見、また文書等を通してPRしていくということで今進めておるところでございますが、やはりここについては昨年一定程度収入下がった方は相談をしてほしいという仕組みづくりが必要だというふうに考えておりますので、まずその周知をしっかりと取り組んでいくということが優先の課題だというふうに思っております。

す。我々のほうの予算化につきましては、昨年1年、小口の資金であるとか、そういうものを借りられた方とか、そういうものの数を参考にして予算を想定しておるものでございますが、これにつきましては、大きな変動がありましたら補正も含めて対応してまいりたいと考えております。

詳細の考え方については、担当課長より御説明いたします。子育て世帯の数のほうも子ども若者課長より御説明させていただきます。

○議長（佐藤 孝君） 知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） 説明いたします。

この制度の周知と対応につきましては、社会福祉課のほうで専用の対応窓口を設置し、また支所、行政サービスセンター等でも対応するという事で考えております。この後、ホームページ、広報等で周知のほうをさせていただきたいと思ひますし、社会福祉協議会の困窮者窓口等とも連携して漏れのないように周知に努めたいと考えております。

あと家計急変の世帯の状況につきましては、困窮者の相談件数、あと緊急小口貸付等の件数を見込んだものとなっております。

○議長（佐藤 孝君） 市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） 御説明いたします。

今ほど議員おっしゃったように、国や県のほうから正式な通知は参っておりません。ただ、今回9月以降離婚というようなケースは数件ありましたけれども、私どもも、いつまでで、どういう世帯で、どうなったらというところ、詳しいところが全く見えておりませんので、今数字のほうの把握はございませんが、国等の通知に基づいて把握しながら適切に支給してまいりたいと思ひます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） コロナ感染者の自宅待機の支援の関係ですが、もちろんやるなということを言っているわけでもなくて、市長が言うとおりの今回オミクロン株の広がりには速くて大きく広がるということですから、その対応が要ると思うのだけれども、ただはっきりしておかなければならないのは、やっぱり県の持ち分なら持ち分でやると。市がきちんと補完していくというのは、それはもちろん必要ですが、今の答弁を聞くと、何か県がだらしないから、佐渡市がやるみたいにも聞こえなくもないので、どうなのか。そういうことでいうならば、例えば今オミクロン株は非常にステルス感染といって分からないで感染するということで、PCR検査みたいなのも例えば今回佐渡でもやれるような形にしておく必要があったのではないですか、これ以外に。例えばPCR検査したいと思ったら、船に乗って行って、わざわざオミクロン株のいる敵地に乗り込んで検査をしてこなければならぬなんていうことよりも、食料支援も生活支援もそうだけれども、検査も考える必要があったのではないかとというのが1点目です。

2点目は、非課税世帯に対するやつですが、国の閣議決定の枠組みがコロナウイルス感染症の影響が長期化して様々な困難に直面すると、様々な困難に直面している方にこれをやるのだというのが国の枠組みです、内閣府のものですが。そうすると、令和3年度均等割のみの課税世帯が、3,481世帯、議員全員知っているのですが、税務課から書類もらっていますから。ここからつまりいろいろな困難があって、均等割は払っているのだけれども、ここからあなた方の見込んでいる3,000人というのでしょうか、その中で来る人はどのぐらいいると見ているのですか。つまり中小零細業者なんていうのは本当に大変なわけだ。使

える制度はしっかり教えてやって、さっき言ったように令和3年のどこかの月でいいですよ。月を取って12掛けて、その前、令和2年については均等割課税者だったかもしれないけれども、令和3年はその計算でやると非課税世帯に入るわけだから、そういったこともしっかり周知をしてやって、国の金だからもらえばいいという話ではないのだけれども、本当に大変な状況ですから、と思うのだけれども、どうですか。

そうすると、コールセンターをやるのですか。佐渡市の場合は規模が小さいからいいのかもしれないですが、ぱっと他市の状況を見ると大体コールセンターをやっていて、詳しいこと、分からないことがあったらとにかくここに電話かけて聞いてくれというような形になっているのだけれども、先ほどのコールセンターでやるということなのかどうなのかということです。

もう一点、最後の子育て世帯の関係ですが、要は、数人いたということなのだけれども、この後の対応になるのでしょうかけれども、やっぱりこういった子育て世帯の方も同じ今の非課税世帯にも関わるわけで、ところが、人間は不思議なもので、まん延防止等重点措置で協力金をもらっているとこっちはもらえないのではないかと考えてみたり、子育て世帯でもらっているとこちはもらえないのではないかと考えてみたりすることありますから、重なっていてももらえるのですということとはやっぱり周知をして、きちんと相談に乗るべきだと思うのですが、どういう体制になっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤防災管財課長。

○防災管財課長（伊藤 修君） 御説明いたします。

PCR検査、また抗原検査に関しましては、今年に入りまして佐渡でいうとウエルシア薬局、薬剤師のいるウエルシア薬局の店舗になりますが、そちらで今のところ平日と聞いておりますが、検査のほうは無料で行っております。また、症状がある方は今までどおり医療機関を受診いただき、その場で検査となりますし、そのほか行政の検査となる方は今までどおり行政の検査となります。また、その範疇から漏れたけれども、市の施設等で出た場合におきましては、民間業者と契約をいたしまして、そちらのほうで検査もする体制を整えております。

○議長（佐藤 孝君） 知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） 御説明いたします。

家計急変につきましては、しっかりとその制度の周知を進めていきたいと思っております。世帯全員の課税サイドからの状況も確認が必要であります。なかなか見込むことは難しい部分があるのですが、周知に努めまして、何とかその制度で利用できる方には利用していただきたいと考えておりますし、コールセンターにつきましては、専用の電話回線をまずちょっと1回線引かせていただきたいと思っておりますし、社会福祉課のほうも併せまして対応し、状況によってまた対応を考えていきたいということで考えております。

○議長（佐藤 孝君） 市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） 御説明いたします。

離婚した方々については、支給対象になっていらっしゃる方は、児童扶養手当の手続等において、現在低所得の子育て世帯へのということで給付金の5万円の支給の対象になっておりますので、そちらのほう御案内しております。なので、今回の制度が成立すれば、そういった方々を含めて周知徹底してまい

りたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） コロナの生活支援ですが、県は県でもやるのだけれども、それを補完するのでやるのだと。まず、県が主体、保健所が主体になってやるわけだ。それでも漏れる部分が出るのではないかとということで対応しているという理解でいいのかということが1つ。

もう一つは、PCR検査はもう既に店の名前が出た、ウエルシア薬局でやっているの、そこへ行けということですね。確認だけしておきます。今日雪も降っていて、見えていますから、「ああ、そうなのだ」という人もいるかもしれない。

2点目ですが、さっき住民税非課税世帯に対する給付金の関係ですが、一番は令和3年度の均等割のみの者が3,481人、この方々が家計急変型に入りやすいのですよね。ということは、十分な周知をすると言ったけれども、均等割だけの方、所得があるという人は多分入らないでしょうから、所得割がある。この3,481人の世帯に対してしっかり周知する必要があるのではないですか。その辺どうなのかというのを聞いておきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤防災管財課長。

○防災管財課長（伊藤 修君） 御説明いたします。

県の自宅療養者本部のほうで一括して周知をし、県の支援は行っていると聞いておりますし、それを補完する意味合いで佐渡市のほうも支援を行ってまいります。

あと検査につきましては、繰り返しになりますが、ウエルシア薬局のほうの薬剤師がいる店舗で行っておりますので、御利用いただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） 御説明いたします。

家計急変の関係についてになりますけれども、住民税非課税世帯と同様に2月上旬に広報を出させていただきたいと思っておりますし、あわせて、ホームページ等も活用して周知を図りたいと思っています。また、社会福祉協議会の困窮者窓口とも連携して、相談等があれば御案内させていただくということで周知に努めたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） すみません、今の関連なのですけれども、抗原検査がどこでできるのかとか、今防災管財課の課長がお答えになりましたが、ちょっと本会議でテレビに出ているので、昨日私たち資料読みなさいと議員に回されました。抗原検査はどれだけの人たちができているのか、もう少し正確に御説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤防災管財課長。

○防災管財課長（伊藤 修君） 御説明いたします。

ウエルシア薬局では、PCR検査、抗原定性検査、この2種類を行っているというふうに聞いております。

○議長（佐藤 孝君） よろしいですか。あと所管の委員会で詳しくやっていただけるとありがたいです。違う、所管の委員会ではないですね。

〔「所管ではない」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑の内容がちょっと、検査のことを今聞いていますか。予算のことを聞いていただきたいのですが。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 予算に直接関わってくるところもあると思います。防災管財課の御説明が、これ皆さんにテレビに映っていますので、固有名詞が出てきています、お店の。どこのお店で何ができるのか説明をお願いしますと言っているのです。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さんに申し上げますが、検査のことについてはこの予算今回出ていませんので、これ質疑としては認めません。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） すみません、簡潔にやります。先ほどの民生費の15ページ、本会議場で取り上げてほしいという要望がありましたので、確認します。住民税非課税世帯等、「等」に対して10万円の現金を給付すると。この「等」とは何ですかと。私認識しているのは生活保護世帯だと思うのですが、社会福祉課長、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） 御説明いたします。

生活保護世帯も住民税非課税ということで対象となります。

○議長（佐藤 孝君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） そうなのですね。「等」というのは、生活保護世帯にも10万円を支給すると。それでは、10万円を支給されて、生活保護世帯には収入認定から除外されますかと。収入扱いにはしないと理解すればよろしいでしょうか、社会福祉課長、お願いします。

○議長（佐藤 孝君） 知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） 御説明いたします。

収入認定除外の取扱いとなります。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

2 款総務費及び3 款民生費についての質疑を終結いたします。

次に、8 款土木費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） 臨時給付金に関しては所管の委員会ですので、そちらのほうで審議させていただきたいと思いますので、8 款土木費について3 点お聞かせいただきたいと思います。

まず、安全・安心まちづくり事業8,000万円の補正、これにつきましては、前回も予算が上がっていましたが、地域対策ということで、地域の要望をどれほど把握できているのか、それから、いわゆる対応率といいますか、それがどのぐらいになるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、道路橋りょう費でございますが、1 億円ということで、この年度末の近いときに1 億円とい

うことですが、これは当初の計画からの増なのか、こういった理由でこの1億円というものが計上されているのか。それから、年度内にこれが間に合うのかどうかと、その見込みについてお聞かせいただきたいと思います。

そして、住宅費でございますが、これは住宅リフォーム支援事業ということでコロナの経済対策ということだと思いますが、これも地域の要望に対して前回ほどの程度の対応ができたのか。そして、その見込みについてお聞かせいただきたい。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） 御説明いたします。

安全・安心まちづくり事業でございます。前回も補正予算を計上させていただきましたが、今回8,000万円という予算を計上させていただいております。この件数については、おおむね147件程度が施工できるのではないかと考えております。令和3年度段階では、全体の要望数としては510件ということでございますので、その中で前回の補正予算と併せて進めていきたいというふうに考えております。

もう一件の道路橋りょう維持補修事業でございます。これにつきましては、9月に補正で5,000万円ほど予算計上させていただきました。公共施設等適正管理推進事業債を適用させていただきますので、この後1億円計上する中で、12月補正で債務負担行為等を予算計上させていただきましたので、地区バランスを図りながら3月中に発注していきたいというふうに考えております。

あと住宅リフォーム支援事業の要綱については、今実施しているものと同じ内容になりますが、675件の申請がありまして、467件が当選しております。208件程度が落選という形になっておりますが、それを踏まえて今回全体で7,000万円予算計上した中で、皆さんに周知して支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） それでは、安全・安心まちづくり事業の8,000万円に対しての再質疑させていただきたいと思いますが、いわゆる510件の要望というところで147件というようなお話をいただきましたが、選定のプライオリティーといいますか、その辺はどういうふうにお考えになって運用されているのかということでございます。集会所等の密を避ける、それから感染防止対策という観点から判断されるのだと思いますが、その辺についても一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） 御説明いたします。

安全・安心まちづくり事業につきましては、地域要望に対してどれだけ効果が発揮できるかというものでございます。そして、今回予算を持つことによって早い段階で発注ができます。そして、令和4年度の当初予算も含めて予算計上しますが、4、5、6月に合わせて、業者にとっては非常に仕事も少ない、低迷している状況でございますので、その中でできるだけ早い段階で発注することによって経済が動いていくという目的で進めるものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 同じところですが、1つは住宅リフォーム支援事業の関係を聞きます。前回いわゆる漏れた方が208人なのか、208件あったということなのだけれども、その人との関係はどうなりますか。つまり前回でいえば、落ちたからしょうがない、やってしまおうかとやった方もいるし、取りかかり始めたような方もいるのではないかと思うわけ。着工前にやるというのがいつものパターンなのだろうと思うのだけれども、その辺の扱いはどうなりますか。前回落ちてても着工した人は全く優先とかなんとかなくてということなのかどうなのか、ひとつ教えてください。

2つ目が道路橋りょう費の関係ですが、公共施設等適正管理推進事業債を使うということだから、どこでも使えるわけではないのではないかとちょっと思うのだけれども、その辺はどうなのですか。単純にどこでもいいという話ではないし、大体そういうところというのは限られてくるのではないかと思うのだけれども、その辺はどうなっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） 御説明いたします。

この予算につきましては、前回住環境支援事業ということで3年計画の中で事業を進めたところがあります。令和3年の実施についても経済対策の一環としてやっておりますので、残念ながら前回落ちた方、着手した方については対象外と。対象外というか、着手してしまった方については今回は受理できませんけれども、新たにやるものに対して申請をしていただくという対応になります。

公共施設等適正管理推進事業債の関係でございます。これについては、我々としては道路の舗装修繕、主に舗装の非常に悪い路線を選定しまして、その中で計画を上げた中で要求したところ認可を受けたということで、今回8路線で実施する予定というふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 住宅リフォーム支援事業ですが、時宜を得たもので評価をしますけれども、2点ほど聞かせてください。これは、人件費・住宅管理費が185万6,000円ありますけれども、予算書の17ページ。これは、全て住宅リフォーム支援事業のための人件費等かどうか1点。

それと、208件落選したという話が今ほど説明にありましたけれども、同じ条件でここに書かれている説明ですが、10万円以上で5分の1以内の上限20万円、子育て世帯30万円という条件だけで、今まで住宅リフォームいろいろなのをやってきましたが、3世帯が必要だとか、下水道につながるのが条件だとか、何だかんだありましたけれども、これはそういうことは無条件ですか、金額の上限だけで。

○議長（佐藤 孝君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） 御説明いたします。

人件費につきましては、我々のほうで今会計年度任用職員を採用させていただきまして、住宅リフォーム支援事業に関する申請等来たときに受付で説明したり、受付の事務を具体的にやるものでございますし、あくまでも住宅リフォーム支援事業に関しての会計年度任用職員の部分というふうに認識していただければというように考えております。

もう一点につきましては、前回の住環境整備支援事業につきましては、優先項目がありました。しかし、今実施しているものと今回実施するものについては、特に優先というものは考えておりません。すなわち

新規に皆さんがやりたいということで申請をしていただくというものになります。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） よろしいですね。

質疑なしと認めます。

8 款土木費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第 1 号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会審査のため休憩いたします。

午前 10 時 46 分 休憩

午後 3 時 45 分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第 1 号

○議長（佐藤 孝君） 日程第 4、常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託された案件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第 1 号 令和 3 年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）について。本案は、令和 3 年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ13億8,209万4,000円を追加するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、生活支援及び地域経済の活性化に要する経費の計上、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費の計上、公共工事の平準化等に係る普通建設事業費の増額及び相川消防署高千出張所建設事業に係る債務負担行為を設定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で総務文教委員長の報告は終わりました。

これより議案第 1 号 令和 3 年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

令和４年第１回（１月）佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 ３時４８分 閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 孝

署 名 議 員 駒 形 信 雄

署 名 議 員 金 田 淳 一